

補助金の交付状況に係る調書【平成29年度交付分】

補助金の名称	犬山市文化の薫り高いまちづくり事業補助金 (その2)		市の担当部課	教育部文化スポーツ課	
			問い合わせ先	0568-44-0353	
補助金の交付を受けた 補助事業者の名称	犬山市文化協会茶華道部		代表者名	平井容子	
関係規定	法令	—	条例	—	
	規則等	犬山市補助金等交付規則	要綱	犬山市文化の薫り高いまちづくり補助 金交付要綱	
補助事業者の選定方法 (公募又は特定団体)	公募により選定	補助開始年度	平成29年度	補助終了年度	未設定
特定団体への補助の理由 (公募で選定しない理由)	—				
市が補助金を交付する 公益上の必要性 (何をどうしたいのか)	市の魅力を内外に発信し、市の認知度の向上及び交流人口の拡大を図る目的で、継続的に実施する文化芸術事業を支援するため、当該補助金は必要である。				
補助金の額  ( )は一般財源の額	平成27年度実績	平成28年度実績	平成29年度実績	平成30年度予算	
	—	—	50,000 円	250,000 円	
	—	—	(50,000 円)	(250,000 円)	
市の補助金を使って 実施した事業の内容	毎年2000人程度の来場がある大縣神社梅まつり開催期間中に、当神社社務所和室内において茶会を開催する。茶会には300席(椅子席と立て出し席)を用意する。また神楽殿でいけばな展を開催し三流派22瓶を展示する。				
補助金の使途	補助事業者の会計全体の決算額(支出)		—		
	うち補助事業全体の経費		261,000 円		
	うち補助対象経費		261,000 円		
	補助対象経費の内訳		茶券印刷代(500枚)	6,000 円	
			会場使用料(花展会場製作費)	30,000 円	
			看板製作費	3,000 円	
			茶会道具借用料	40,000 円	
			材料費	145,000 円	
交通費			37,000 円		
補助額の算出方法	補助率、補助額		補助対象経費の額の合計に2分の1を乗じた額(当該額に1,000円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額)		
	補助限度額		50,000円		
	精算の有無 (変更交付)	無	その理由	犬山市文化の薫り高いまちづくり補助金交付要綱第12条により精算。	
補助金を交付して 市が得たメリット (何がどうなったのか)	約400人が来場し、市の交流人口の拡大に貢献した。また来場者に対して犬山産のお茶を振る舞い、いけばな展を観覧してもらうことで、犬山市の魅力を広く発信でき、市の認知度の向上に繋がった。				
その他参考事項	H30年度予算額は、5事業分の補助金交付見込み額を記載。				
	補助事業者の会計全体の余剰額(繰越額)		—		
	うち補助事業全体の余剰額(繰越額)		—		
補助事業者が補助金とは別に市から委託業務を請け負っているかの有無				—	

※平成29年度の実績に基づき作成しています。